

すかがわ統計月報 元年6月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話)0248-76-8609

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和元年5月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.70倍(対前年同月比0.06ポイント増、対前月比0.02ポイント増)

5月の新たな求職申込みは487件、求人申込みは830人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し1.70人分の求人が申込みされたこととなります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

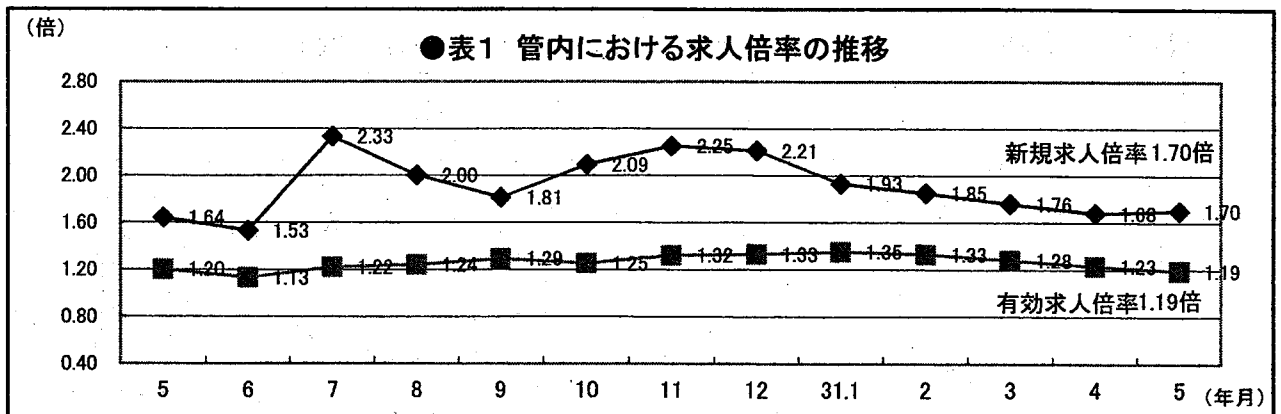
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.19倍(対前年同月比0.01ポイント減、対前月比0.04ポイント減)

4月から引き続き求職している方と5月に新たに求職申込みした方の合計が1,970人であったのに対し、4月から繰り越された求人と5月に新たに申込みされた求人の合計は2,341人でした。
これは、1人の求職者に対し1.19人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

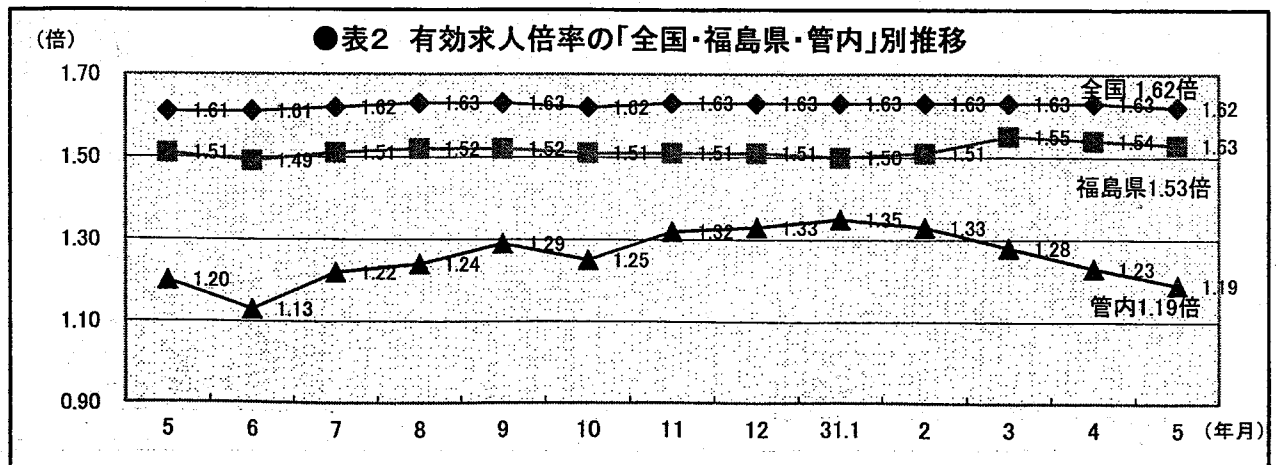


■有効求人倍率 【全 国】1.62倍(対前年同月比0.01ポイント増、対前月比0.01ポイント減)

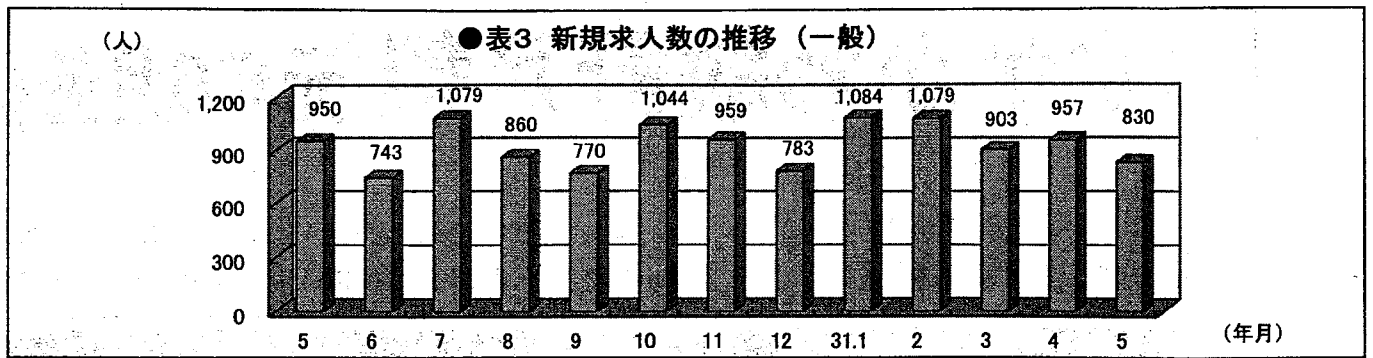
【福島県】1.53倍(対前年同月比0.02ポイント増、対前月比0.01ポイント減)

【管内】1.19倍(対前年同月比0.01ポイント減、対前月比0.04ポイント減)

※なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



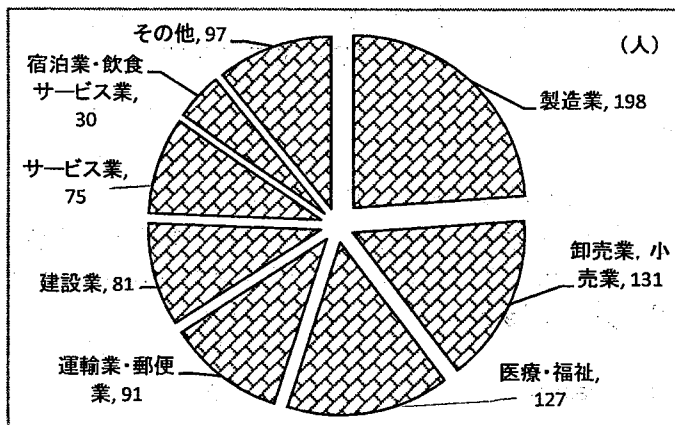
■新規求人数 830人(対前年同月比12.6%減、対前月比13.3%減)(表3)



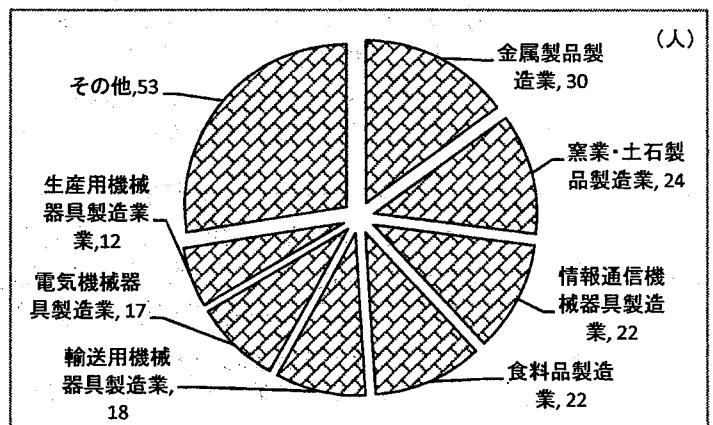
5月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が198人と最も多く、全体の23.9%を占めており、次いで卸売業・小売業、医療・福祉、運輸業・郵便業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は金属製品製造業が30人と最も多く、製造業全体の15.2%を占めており、次いで、窯業・土石製品製造業、情報通信機械器具製造業、食料品製造業、輸送用機械器具製造業となっています。(表5)

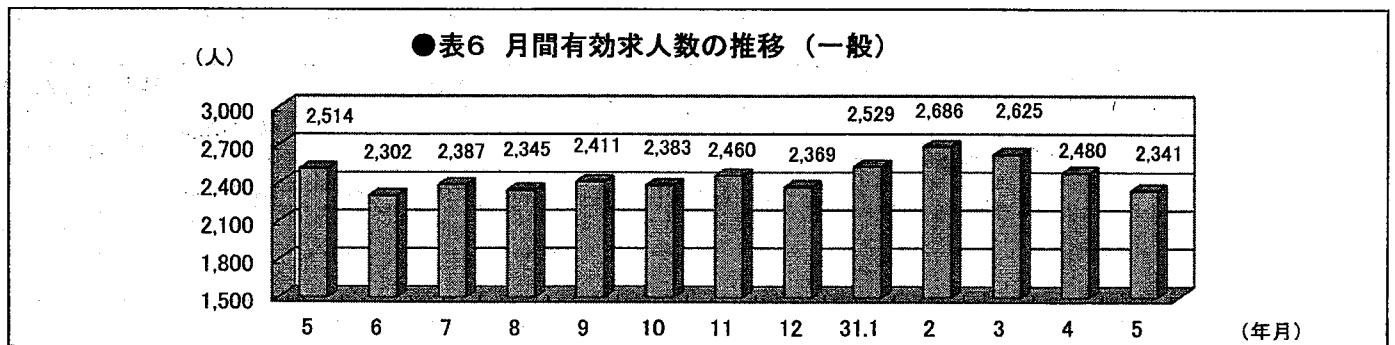
●表4 新規求人数の産業別内訳(5月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(5月)

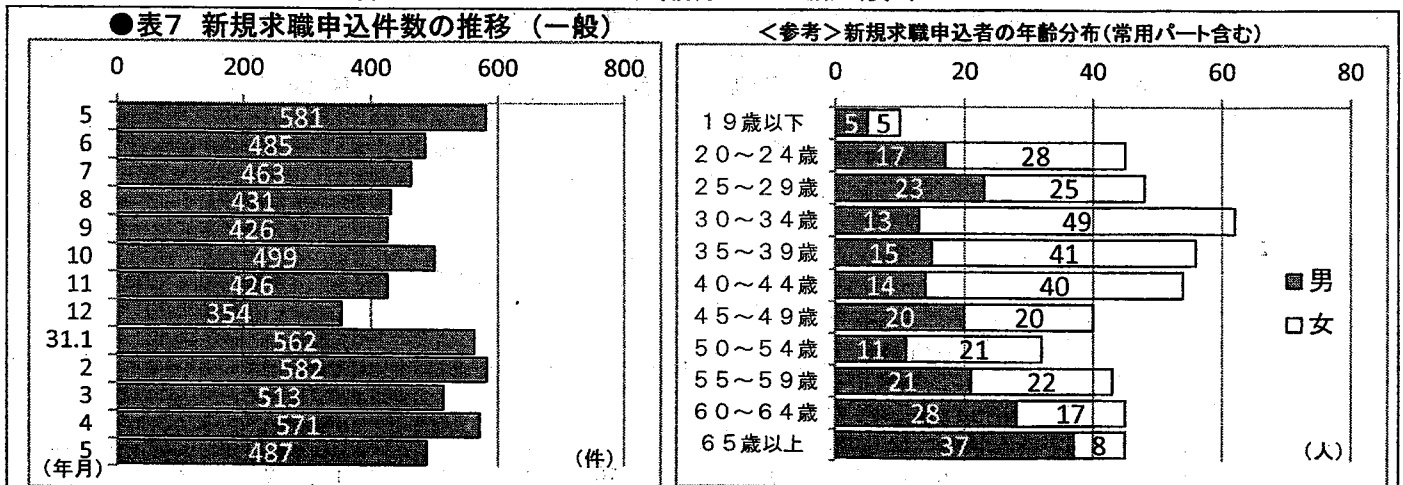


■月間有効求人数 2,341人(対前年同月比6.9%減、対前月比5.6%減)(表6)

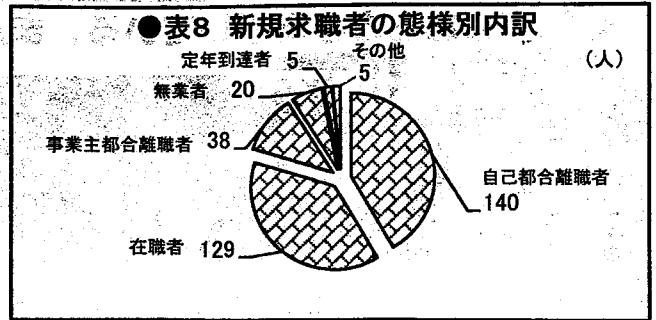


求職

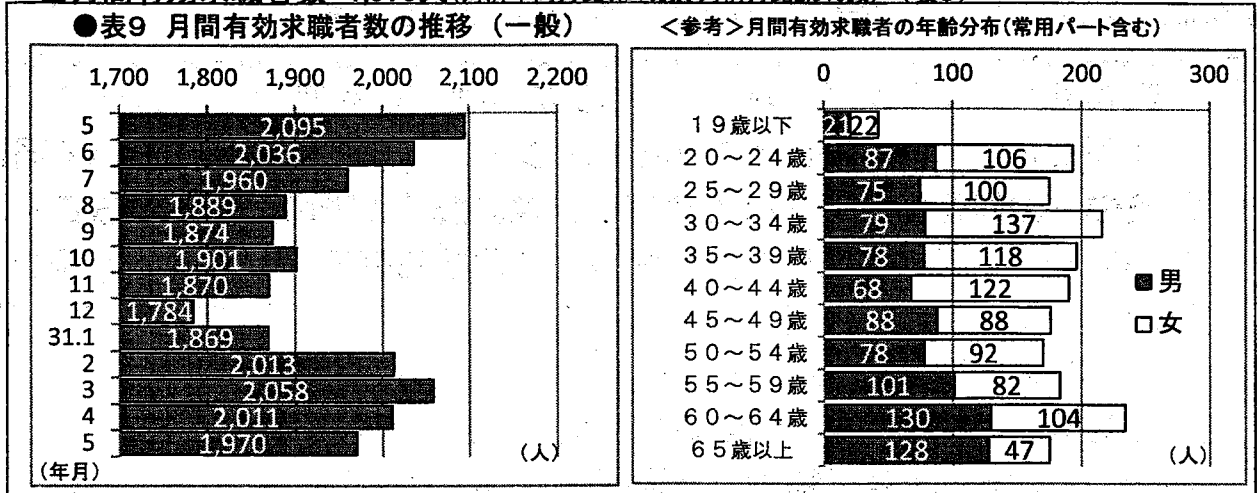
■新規求職申込件数 487件(対前年同月比16.2%減、対前月比14.7%減)(表7)



5月の新規求職申込件数337件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、自己都合離職者が140人と最も多く、全体の41.5%を占めており、次いで在職者(構成比38.3%)、事業主都合離職者(同11.3%)、無業者(同5.9%)、定年到達者(同1.5%)となっています。(表8)



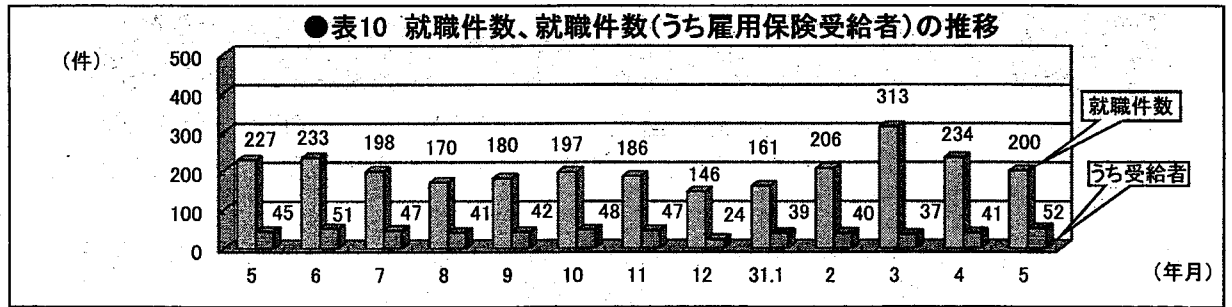
■月間有効求職者数 1,970人(対前年同月比6.0%減、対前月比2.0%減)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

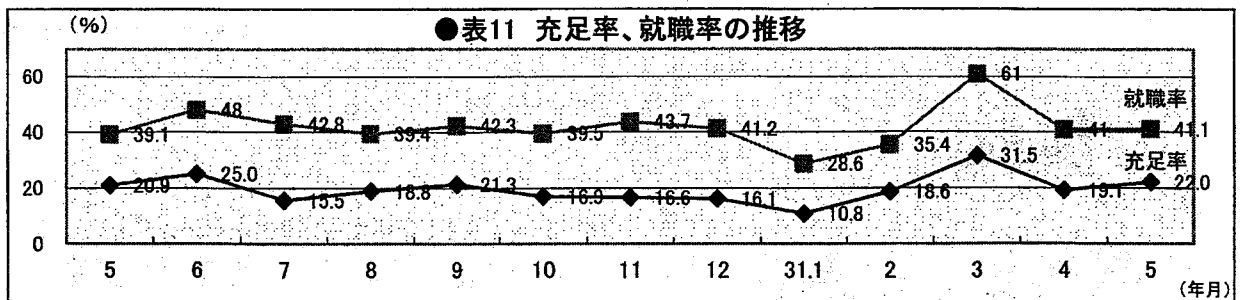
■就職件数 200件(対前年同月比11.9%減、対前月比14.5%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 52件(対前年同月比15.6%増、対前月比26.8%増)(表10)



充足率、就職率

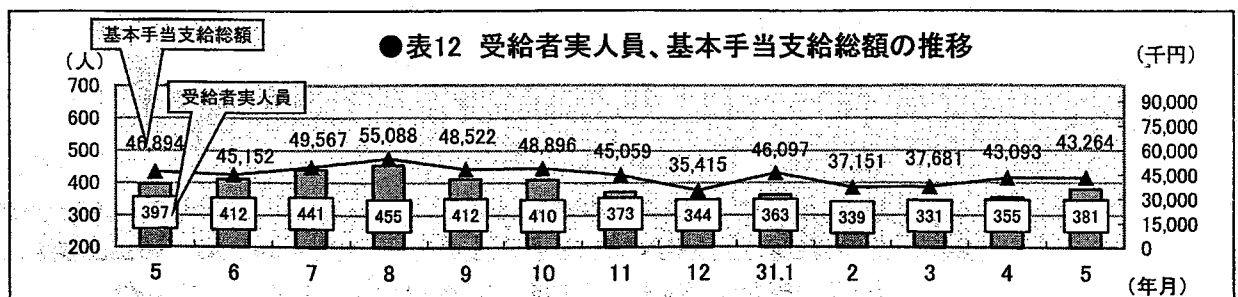
■充足率 22.0%(対前年同月比1.1ポイント増、対前月比2.9ポイント増)
 ■就職率 41.1%(対前年同月比2ポイント増、対前月比0.1ポイント増)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 381人(対前年同月比4.0%減、対前月比7.3%増)
 ■雇用保険基本手当支給総額 43,264千円(対前年同月比7.7%減、対前月比0.4%増)(表12)



＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

全国各地で

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を 絶賛開催中！

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座を開催しています。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ !!



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク